

昭和三十三年四月三日(水曜日)

午前十四時四十分開議

出席委員

委員長 福田 篤泰君

理事小笠 公昭君 理事小平 久雄君

理事笹本 一雄君 理事西村 直己君

理事加藤 清二君 理事松平 忠久君

阿左美廣治君 大倉 三郎君

佐々木秀世君 首藤 新八君

鈴木周次郎君 中村庸一郎君

福井 順一君 南 好雄君

横井 太郎君 片島 港君

中崎 敏君 永井勝次郎君

水谷長三郎君 八木 昇君

出席國務大臣 宇田 耕一君

出席府政委員

總理府事務官

(經濟企画庁 開発部長)

植田 俊雄君

通商産業政務次官 長谷川四郎君

通商産業事務官 (通商局長) 松尾泰一郎君

委員外の出席者

議員 網島 正興君

議員 白濱 仁吉君

議員 櫻井 奎夫君

通商産業事務官 佐々木 宏君

通商輸出保険課長 式田 敬君

(通商局検査課長) 越田 清七君

專門員 越田 清七君

本日の会議に付した案件

離島振興法の一部を改正する法律案

(網島正興君外八名提出、衆法第一九号)

輸出保険法の一部を改正する法律案
(内閣提出第七九号)(参議院送付)

○福田委員長 これより会議を開きます。
速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○福田委員長 速記を始めて下さい。
輸出保険法の一部を改正する法律案
を議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。中崎敏君。

○中崎委員 最近神武以来の景気と言われている中においてその大きな支柱となっておるものは、国際経済に支えられた日本貿易の進展と二カ年に続く農村景気であると大体思われるのであります。

ところが最近になってこの海外の情勢にある種の変化があるのではないかと、いうふうな見通しもあるものであります。勢いこの日本の経済の動向も多そうしたものに見通し等については、えられるのであります。日本の貿易の前途に対する見通し等については、こうした点について十分の関心と洞察とをなさなければ適正な施策はなし得ないのじゃないかと思つてあります。従いまして今回提案になっておりますところの輸出保険法の一部改正にいたしまして、日本の海外投資を日本の背後における経済の力にささえられ、いかに今後これが発展していくかというふうな問題とも関連して、またそれを別といたしまして、貿易は

どういふふうになるかという事は通産行政の面において非常に大きな問題であります。これは三十二年度の予算を通すために全力を予算委員会に結集し、われわれはまたそれを見がしてそしてその促進を側面的に協力したというふうな点もあって、こうしたような重要な問題を今日まで十分に議論する機会がなかったものであります。ところがたまたま今回輸出保険法の一部改正の問題を検討するにあたから、この問題と取組むのもまた大いに必要なことであるというふうに考えておりますので、この際この問題について、私は通産大臣の所見を、ことに大きな問題でもあるのでお尋ねしたいと思つたのであります。ちょうど私、またこれから農林委員会へ行つていろいろ重要な質問などをする関係もあつて時間がありませんので、ほんの二三の点についてお尋ねしてみたいと思つたのであります。さてそうしたものと、三十二年度の外貨予算が一応政府の手元においてできたということでありまして、これについてはいづれ日を改めて資料の提供を願つて検討する機会を持ちたいと思つてあります。が、とりあえずその問題は一応別といたしまして、昭和三十三年度におけるところの日本の輸出入貿易の見通しについて、当初予算提出の際において政府で考へておつたようなところとこれ一つの変化が客観的に認め得るので、相当の変化があるのではないかと、いふふうに考へておるのであります。

そうした点について、どういふような変化が現実の問題として本年度内における情勢の中に生まれておるのかという事を御説明願いたいと思つてあります。

○松尾(委)政府委員 三十二年の輸出二十八億、それから輸入三十二億は、今回の三十二年上期の外貨予算を編成するに当りましていろいろ再検討をしたのであります。今のところわれわれといたしましては、やはり年度間といたしまして輸出の受け取りは二十八億、輸入の支払いは三十二億ドルに近い線でおさめるのであります。こういふふうな考へておるのであります。年度間の推計が外貨予算編成に伴つて策定することが若干困難でありましたので、上期だけにつきまして一応作成したものを申し上げますと、三十二年上期におきまして受け取りのうち、輸出は十三億八千万ドル、特需が三億ドル、貿易外が一億三千九百万ドル、受け取り合計が十八億一千九百万ドル。それから支払いは、まず第一の輸入は十六億八千万ドル、貿易外の支払いは二億六千万ドル、支払ひの合計は十九億四千五百万ドルであります。実質収支におきまして一億二千六百万ドルの赤字となりますが、いろいろの調整項目を差し引きまして、形式収支におきましては、一億ドル程度の赤字で上期は済むのではなから、年間といたしましていろいろ未確定のファクターもありまして、この三十

二年の上期におきまして一億ドルの赤字が出た、それが年度末になつてなるといふふうな見通しと、いふふうな線になるのかというお尋ねかとも思つてあります。これは三十一年度の下期におきまして、約二十五億ドルというふうな膨大な予算になつたのであります。それによつて買付けられたものの大部分が上期において支払ひに立つて参るがために、この三十二年上期におきまして、今申しますような赤字になるのであります。三十二年の下期におきましては三十二年上期の二十億八千万ドル、その前の期であります三十一年度の下期に比較いたしますと、縮小した予算の実行による支払ひが三十二年下期においてなされるということになります。他方下期における輸出も二十八億ドルが達成できるといたしますならば、上期よりも四千万ドル程度の増加になるわけでありまして、下期の方が上期よりも収支は好転するのではないかと、いふふうな見通しをしております。従いまして年度間といたしましては、ほぼ均衡に近いところに落ちつくであろうといふふうに見ておるのであります。

○福田委員長 離島振興法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。中崎敏君。

○中崎委員 私は宇田国務大臣に對しまして、行政府としての国会の地位に關する考え方についてお尋ねしておきたいのであります。

実は、離島振興法がこの委員会にかかつて、本日これが上るといふことは大體の予定の線でもありますので、大臣はすでにこの点を御承知のことと思ふのであります。ところがこの法案が上る前に對しては、大臣がみづからその責任の衝に當つて国会に對して決意のあるところを明らかにすべきであるといふことが今までの慣例でもあつて、よくよくのことがない限りは他の者がかわつてやらないといふのが大體の慣例である。それが當然のことと思つておるのであります。ところが私が宇田国務大臣の出席要求をしましたところ、委員長は、何だか開議中であるといふことでありましたが、開議中ならやむを得ないといふことで、それでは政務次官をと言いましたところが、政務次官はどこへ行つたか行方不明であるといふことがいろいろ調査の結果わかつたのであります。従いまして、きょうは輸出保険法の一部を改正する法律案がこの委員会にかかつておりまして、これも一応本日をもつて質疑を終らうじやないかといふことであつた。私は個人としてきょう午前中にはかの委員会にも出なければならぬといふ關係もありまして、かれこれ非常に忙しい。時間もなくてのつぎきならぬことになつておる。そんなことでじんぜん時間を過ぎたままこの委員会が終始しておるといふことは、一面において、ややともすればこの離島振興法の一部を改正する法律案が議員立法であるといふことから、どうも議

員立法について政府の方は從來あまり熱心でないといふことがわれわれ国会議員の側においても常識的な考え方として、その運用の上においても非常に遺憾であるといふことを言われておつた。それがますます具体的にこの場面において現れてきたことは非常に遺憾なことであるが、宇田国務大臣はこの点をどういふようにお考えになつておるか、さらにまたこの議員立法について、今後一体どういふ心がまえをもつて対処されるか。またこの法律案がいよいよこの委員会を通るわけでありますが、その後においてこの法律案が法律化したときにおいて、どういふふうな態度をもつて臨まれるか。議員立法であるといふような態度をもつて依然として輕視されようとしているのか、あるいはほんとうの情熱を持つて、何ら国会の意思に變りはないといふ考え方の上立つて、全責任を持つてこの運営、実施の上に情熱を傾けてやられるのかどうかをお尋ねしたいと思ひます。

○宇田国務大臣 私は実はきょうこちらでこれが上るといふことを十分存じませんので、ほかの委員会で質疑応答がありましたからそれに出席しておつたわけでありまして、決して審議を輕視するといふようなことは毛頭考えておりませんので、離島振興法につきましてはかねて十分打ち合せをいたしまして、そうしてそれぞれの手続をとりつてあります。趣旨については、初めから離島振興關係の議員の方々から下打ち合せがありましたので、内容につきましても概要は十分存じております。それでこの委員会へいつ出席すべしといふことが自分でよくわかつておりま

したら、すぐそういう手続をとるはずでしたけれども、きょうここへ来るというところについて——科学技術特別委員会へも早くから出ておつたものですが、その委員会の論議で私が立つておつた關係で連絡をする方が遠慮したのではないかといふふうにも思われます。そういうわけですから、こちらのことをよく存じませんでしたので、その点はなほだ恐縮に存じます。

それからこの離島振興法につきましましては、ただいま御質問がありました。が、私もその趣旨にのつとて十分全力を傾注したいと思ひます。離島に關する非常に氣の毒な立場といふものを、行政措置をもつて十分に助けていかなければならぬ、根本はそう考へておるわけでございます。法律等につきましましては、政府全部がこれに對して善処していきたいといふことを基本方針で確認をいたしましたような状態でございまして、その点は御了解いただきたいと思ひます。

○中崎委員 この点はあまり追及したくないのであります。実は先ほど申し上げますように、大臣がいなければ政務次官がおつて、大臣が事故があるといふような場合、またやむを得ないといふような場合にはかわるといふ意味における政務次官だと思ふ。その政務次官もいない、結局において今言つたように、この重要な委員会が会議を進められない状態において過ぎておるといふことに遺憾がある。そうしてまた委員長にお尋ねしたのであります。が、この法律案が上るといふことは、委員長はよくおわかりになつておる。それを大臣にも連絡しない、政務次官にも連絡しないといふことになれば、こ

れはきつめて遺憾であるが、この点は一体どうですか。お尋ねいたしました。

○福田委員長 委員部で申し忘れまして連絡が不十分であつたようでありまして、以後十分氣をつけたと思ひます。

○中崎委員 次に大臣にお尋ねしたいのであります。が、三月の閣議で政府は離島予算の一本化を了解したといふことを伝えられておるのであります。それは具體的にどういふことが閣議において了解事項となつておるのか。あるいは決定事項となつておるのか。それをもつ明らかにしてもらいたい。

○宇田国務大臣 その点につきましましては、文書がありますから政府委員から読み上げてお答えいたします。

○中崎委員 重要な閣議、了解事項は政府委員がやるべきでない、大臣がみづから閣議でいふことを決定したのだと言わなければいけません。ないですか。

○宇田国務大臣 三十二年の三月八日閣議の了解事項であります。

離島振興予算の計上について 離島振興關係公共事業（簡易水道及び電気導入を含む）については、各種の事業及び事項に比較的小額の予算が計上されているため、地域ごとの総合的な効果を發揮することが著しく困難となつてゐる事情にかんがみ、これらの予算を昭和三十三年度から經濟企画庁の所管に一括して計上し、その使用に際しては各省所掌に移しかえるよう措置するものとする。ただし北海道關係の予算については、従来通り北海道開發庁所管に計上するものとする。

以上でございます。

○中崎委員 大體趣旨はわかりました。そこで今閣議決定として號せましたように、従前にこの離島の人たちは長年非常にみじめな状態に取り残されて、今なおこの状態はほとんど改良されてない、せつかくの離島振興法ができたのかかわらず、その恩典に浴することはいかにも少いといふこの実情はあらためて再認識されて、何とか新しい方向にこの問題を展開すべきであるといふ考え方の上に取上げられたと思ふのであります。さてそれであるならば、今度はその後において經濟企画庁がどういふふうな受け入れ態勢をもつてこれに對処しようとしているのか、そのおおよその方向、機構の拡充強化などを含めて一体どういふふうな勢態をもつて進もうとしているのかを明らかにしてもらいたいのであります。

○宇田国務大臣 本年度は、役所としては人事に關する予算をもちふことが困難な事情がございましたので、いづれにして經濟企画庁の中に離島班を作りまして、それで一括してこの行政事務にそごを来たさないように行政措置をとつていきたい、こう考へております。

○中崎委員 もう一言申し述べたいと思ひます。従前經濟企画庁はこうしていわゆる実施庁の存在を持たないで、いわばほんの絵にかいたもちみたいな關係でつけたりにあつたような存在でありましたが、ここである程度の実施的な立場を持つといふ考え方の上立つて、各省にあるものをこゝへ集めて、そしてここでもって強力に実行していくことに一歩を踏み出したものだと思うの

であります。従いまして、その機構も相当強化拡充されなければ、各省から持ってきて、そして企画庁がある程度これを実施の上を力を持っていくことはとてもできないことだと思ふのであります。そこでこうした実情をよくおくみ取りになって、そして機会あるごとに、ことに来年度においては全力をあげて拡充強化に努力されて、そしてせつかくこの法律案の趣旨が生きてくるように道を開いていただきたいということを要望しておきたいのであります。決意のあるところを聞きたいのであります。

○宇田國務大臣 離島振興については非常に重要な案件がたくさんありますので、ただいま申されたような御趣旨に沿ってわれわれも努力いたしたいと考えております。来年度におきましては、そういうふうなことも前進するように関係各省とも話し合いを十分つけていきたいと思っております。

○福田委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

引き続き、本案について討論に入るわけですが、討論もないようでありますので、直ちに採決に入りたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○福田委員長 御異議なしと認めます。

離島振興法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○福田委員長 起立総員。よって本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

この際、小笠公昭君及び永井勝次郎君より、本案に対し両派共同提案にかかる附帯決議を付したいとの提案がなされております。永井勝次郎君に発言を許します。永井勝次郎君。

○永井委員 ただいま中崎君と大臣との間の質疑を通して大田当局の趣旨は明らかにされたと思ふのであります。この際、本案の通過に当りまして、自民党、社会党両党の共同提案のもとに附帯決議を付しておきたいと存じます。

案文を朗読いたします。

離島振興法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一、昭和三十三年三月八日の閣議了解のとおり、離島予算を経済企画庁の所管に一括計上すること。
二、離島振興関係事務を掌理するため、経済企画庁の機構を拡充すること。

この二点を附帯決議といたしたいと存じます。附帯決議であるから軽く扱うというふうなことはないように、質疑において明らかにしたように、さらに両党共同提案の附帯決議の趣旨を十分理解されて、これが実施の上に具現せられるよう強く要望いたす次第であります。

○福田委員長 採決いたします。ただいまの永井勝次郎君外一名の御提案の通り、本案に附帯決議を付するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○福田委員長 起立総員。よって本案には永井勝次郎君外一名の提案の通り附帯決議を付することに決しました。お諮りいたします。ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書

の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○福田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

ただいまの附帯決議に對しまして、宇田長官より発言を求められております。これを許します。宇田長官。

○宇田國務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、十分その趣旨を尊重いたしまして、それぞれの行政措置をとりたいと考えております。あわせてこの点を申し上げておきます。

○福田委員長 再び、輸出保険法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を継続いたします。松平忠久君。

○松平委員 輸出保険法の一部改正案について若干質問をしたいと思ひます。

日本の海外投資は、日本の貿易の伸張を促進する意味においてもきわめて重要であるというので、むしろわれわれはこの海外投資の多からんことを希望してゐるわけでありまして、けれども、一体政府は海外投資の目標をただ単に貿易の伸張という一事について行なつておるのであるかどうか。もしも貿易の伸張ということ、この海外投資を助

長していく、さらに海外投資を容易にするために輸出保険法を改正するという趣旨であるならば、この海外投資の目標をどういふところへ置くか、つまり種類で申しますと、第一次投資、第二次産業というところに海外の投資の目標を置いておるのであるかどうか。あるいは地域的に言うならば、これは欧州共同体というふうな共同市場の構

成ということから考えても、日本の進出すべきところは、一つは東南アジアというところにはほとんど常識的に決定しておるわけであるが、この東南アジア地域に對して、重点的に海外の投資を行なつていく、こういう考え方であるかどうか。すなわち海外投資の計画というふうなものがなければいかぬと思ふのでありますが、この海外投資の目標なり、計画なりというふうなものはどういふところに置いておられるかというところをまずお伺いしたいと思ふのであります。

○長谷川政府委員 提案理由の御説明にも申し上げました通り、最近特に目立ちまして、中南米、東南アジア等、それらの地区に對しましては非常に盛んに海外投資が行われておるこの実情の上に立ちまして、重点的にこれらの地区には行なつていきたい、こう考えてゐるわけでありまして、従つて一方ただ貿易という面ばかりでなくして、原材料の輸入という点にも重点が置いてあるわけでございます。

○松平委員 日本の産業基盤を確立するために、やはり第一次産業に投資をして、そこから原材料を日本に輸入してくるというときはきわめて必要である、またそのために貿易も伸張するといふので、海外投資を大いに歓迎するわけでありまして、ただいまのお話だと、東南アジアとか南米というふうな地域に對しては、特に重点を示されたわけでありまして。

そこで投資の種類としては一体政府はどういうところに目標を置いて指導をするという考えであるかどうかというところでございます。すなわち第一次産業に中心を置くのか、第二次、第三

次産業に中心を置くのか、あるいは全然無計画で、何でもいから投資ができるというふうなところにはやつていくというのであるか、その計画性が私はないのじゃないかと思ふのだけれども、どうですか。

○長谷川政府委員 第一次産業には重点を置いております。といつて、産業だつたらどれでもいいというふうな考え方を持つておられないのでありまして、要するに、たとえばわれわれの言葉でいうぜいたく産業というふうなものには、私の方は考え方としてはないのでございます。

○松平委員 第一次産業すなわち鉱山の開発というふうなことが最も日本としては重要なものであり、また林産業の開発ということも日本の現状にとつては必要であるので、その方面にかなう重点を置かなければならぬ、こういうふうな私は思つておるのですが、今までの政府の統計を見ますと、海外投資の目標は、繊維産業と機械産業にかなりウェイトを置いてゐるようになつてゐる。これは結局日本と競合するといふ場所をよけい作ることになるのではないか、こうも思われるのであつて、繊維と機械はほとんど過半数以上の投資が行われてゐる現状であるが、これは一体政府としてはどういふふうにお考えになつておるか。もつと第一次産業に力を入れるべきではないか、こういうふうな思ふのですが、政府の見解を承りたいと思ひます。

○長谷川政府委員 御指摘のように、今までの実績から参りますと御指摘の通りだと考えます。しかし今度一部を改正して、新たにしようというものは、重点はたとえば水産、鉱業、林業、こう

いうようなところに置かれてあるの
でございまして、ただいまのお言葉のよ
うに機械産業とか、あるいは繊維産業
というような面ばかりでなく、こうい
うような大目的の計画の上に立つて、
新たに今度の改正が行われておるわけ
でございまして。

○加藤(清)委員 関連して。ただいま
の問題でございまして、政府が海外投
資に機械、機械の問題にウエートを置
いていて、他の資源開発その他にはウ
エートを置いていない、こういうこと
ですが、これは結果から見るとそのよ
うになっております。しかし問題は政
府の努力の結果こうなったということ
は一方的な見方である、こう思うので
す。というのは、繊維、機械産業が外
地に伸びたということは、政府の努力
もさることながら、業界みずからの努
力が大きく実っているということでご
ざいます。と申しますのは、この産業は
国内においても拡張をすることが
できなくなっている、やむなく活路
を外地に求めているということ、も
う一点は、繊維産業が外地に伸びてい
るということは、その業界の歴史的な
遺産であります。先覚者が戦前からこ
の道に努力を重ねてきた独立独立の姿
がこういふ結果を生じているのであり
まして、これが一がいに政府の努力の
効果があると思ひ過ぎでございませ
ん。特に私はこの際つけ加
えておきたいことは、繊維機械が外地に
伸びるに当たっては、涙ぐましい苦心談
が各所に散見されるのでございまし
て、私はむしろこの機械産業も繊維産
業も外地に伸びるに当たっては政府の努
力なり援助なりがまだまだ足りないと思
っております。この問題については

あとで詳細にわたって質問を試みたい
と思ひますが、私の見解が果して間
違ひでありますかどうかをまずもって
たゞしておきたいと思ひます。

○長谷川(政)委員 政府の努力の結果
だとは申し上げておりません。政府の
努力でなくして、自主的な経済を行わ
せておるのでございまして、もう御
指摘の通り民間の業界の真の努力の結
果であるというところはわれわれは当然
だと考えておりますし、さらにまた政
府といたしましてはその面については
できる限りの努力も続けてきたので
ありますし、さらに今後その民間団体
のためには大いに努力を傾ける考えで
ございまして。

○松平(義)委員 海外投資する地域は中
南米が非常に多いように思ひます。
私はこの東南アジア方面に相当進出し
なければならぬというふうに考えてお
るし、また貿易も東南アジアは外貨の
不足ということであつて、むしろ開発
その他の関係で外資を歓迎しておる、
こういふ実情であるわけではございま
すが、現在までのところはほとんどブラ
ジル、アルゼンチンその他の中南米諸
国に偏在しておつて、東南アジアとい
う方面はきわめて少い。これはどうい
うわけであるか、また一体どういふ現
象に対して政府はどうかという計画性
を持たせる努力をしようという考え
方であるか、海外投資というものは
すべて業者にまかせておいてよい、こ
ういふ考え方でやっているとあるい
はそうではない、そこに若干の計画
性を持たせるといふ考えでやっていると
あるか、ということをお聞きしたいの
です。

○松尾(泰)政府委員 先ほど来お話が
ありましたように、海外投資をやる動
機を調べてみますと、日本側における
関係業界の熱意なりいろいろな点経済
条件と現地側の事情に基づくわけでござ
いまして、確かに今先生御指摘のよう
に、従来の日本の投資はブラジル、アン
デス、中南米諸国に比較的多いのであ
ります。これは中南米諸国におきま
す産業開発の要望が非常に強いとい
うこと、また比較的日本人から見まし
て中南米の方が向うに参ります資本に
とって安全な地域であるというふうな
ことから、少くとも過去におきまして
は中南米の方に多くの資本がいつてい
るじゃないかと思ひます。この
海外投資を計画化するということとは
非常に至難なことかと思ひます。ありま
して、われわれといたしましては、この
輸出保険法の改正によりまして投資を
される方のリスクを少くすることに
よつて投資意欲を高揚するということ、
また資金的には輸出入銀行法の改正等
によりまして、できるだけ投資の金融
を援助するというものでありまして、
このどの地域に、あるいはどういふ業
種に積極的に計画を立てることは非
常にむづかしいかと思ひます。ありま
して、この法律の中でもうたわれてお
りますように、輸出市場または輸入市
場の確保なり、国際収支の改善とい
う観点に立つて弾力的に判断をする建
前になつておるのであります。先ほど
政務次官から言われましたように、た
とえばキャバレーとか、例が適切でな
いかもしませんが、そういう式のぜ
いたく産業的なものへの投資はいかが
とも思ひますし、いろいろ相手国の事
情、それから日本側の経済情勢によつ

てのおずから自律的に決定されるので
はないか、こういうふうに考えておる
のであります。

○松平(義)委員 海外投資の目的が貿易の
拡大とかあるいは国際収支の改善とい
うことにあるとするならば、私はおの
ずからそこにある程度の計画性という
ものがあつてこなければならぬと思ひ
ます。
〔委員長退席、小(久)委員長代
理着席〕

ただもうかるから、あるいは相手国と
の関係というところだけでも決定す
るのではなくて、日本側自体に一つの
プランというものを持たなければなら
ぬと私は思ひます。ことに日
本の手持ち外貨に制限がある、そうい
うことからいいたしても、貴重な外貨を
使うというふうな場合を考えてみる
と、やはり相当の指導性を持った計画
がなければならぬと思ひます。ありま
す。

そこでお尋ねしたいのですが、中南
米方面に海外投資が非常に多くて、東
南アジアは海外投資が非常に少いとい
う現象と相反して、貸付金は東南ア
ジアに非常に多い、しかも東南ア
ジアに非常に多いということは一体どう
いうことを意味しておるか。投資は歓迎
しないが貸付金は歓迎するといふので
あるか、その辺の貸付金と投資との関
連はどうかというふうに考えたらい
か、その点を一つ聞かしていただきた
いと思ひます。

○松尾(泰)政府委員 東南アジアに對
しましては別段政府側あるいは輸出入
銀行の方面で消極的な態度をとつて
いるというのではないわけでありまし
て、東南アジア自身における経済上ま
たは政治上の不安等から、日本の投資

家の意欲が必ずしも中南米に對するほ
ど積極的でないということに基因をし
てゐるのではないかと思ひます。あり
ます。もちろん地理的に近接をしてお
る東南アジアにつきましては、経済的
な要請からいいますと、すなわち東南
アジアとの経済協力、すなわち日本の
東南アジアにおける投資活動が活発化
しまして、輸出市場確保なりあるいは
輸入市場の確保ということが望ましい
のではあります。今申しましたよ
うな東南アジア自身におけるいろいろ
な不安定な要因から、少くとも現在ま
でのところは必ずしも活発とは言え
ないのではないかと思ひます。ありま
す。

また投資と貸付金との関係であり
ますが、投資となりますと長期にわた
りましてそこに固定するわけでありま
すし、貸付金ならば万一の場合には引
き揚げるといふようなこともできると
いうふうな事情もあつたかと思ひま
す。また東南アジアに對しましては
じつとによりましてプラント類等を輸
出する、こういう形態が実は現在まで
非常に多いわけでありまして、あるい
はや歴史的なことになるかもしれな
いのであります。資本を投下するとい
うことよりも延べ払い、いわゆる貸
付金というふうな格好で物を輸出する
という形態である程度投資の間接的な
役割ができておつたというふうに考
えるのであります。

○松平(義)委員 東南アジアにおける投資
をする場合の不安定といふかあるいは
受け入れ態勢の不十分といふことはあ
るだらうと思ひますが、東南アジア
関係について日本はどういう方面にど

ういぬ山がありだという調査は
できておるのであるが、どういふ方面
から日本としては原材料を得なければ
ならぬ、従つてどういふところへ投資
したいんだ、した方が国家としてもい
いんだといううなことをどこかで企
画しておるうな官庁はありますか。

○松尾(泰)政府委員 今お尋ねのどう
いふ機関がやっておるかということ
ありますが、はつきりそういうことを
総合的にやっておることはないの
でございます。しかしわれわれ通産省に
おきましてはそれぞれの資源局におき
まして鉄鉱石なりあるいは石炭等につ
きましては今御指摘のような趣旨をも
ちましてそれぞれ研究もし調査もいた
しております。

またどういふ形態が望ましいかとい
うような点につきましては、フィリピン
あるいはビルマとの関係におきまし
ては賠償との密接な関係もありますの
で、通産省におきましても賠償との関
連においてそれらの地域へのいわゆる
経済協力をどうするかといううなこ
とを具体的に研究または調査をしてお
るのであります。

○松平委員 政府の発表した統計によ
りますと、沖繩に養殖真珠の投資をし
ておるものが三件あります。この養殖
真珠は日本国内においても非常にあり
余つて困つておる。アメリカに對して
養殖真珠を売るのはほとんど値が下
つてきて、中小企業団体法を鮎川さんが
作つていううなこともこの養殖真珠
が一番大きな原因の一つになつてお
る。それを沖繩に海外投資を三つもす
るといううなことは、私は日本の外
貨からもよけいなことであつて、こ
ういふことはきわめてまずい、こ

うに思ふんだけれども、一体どうし
てこいうことを政府は許しておるの
か。しかも保険までつけてやつてい
るが、日本の養殖真珠だけでもあり余
つて困つておるといふ実情を御存じな
いかどうか。どういふわけでこいう
ことをするのですか。

○松尾(泰)政府委員 御指摘のよう
に真珠採取あるいは養殖の沖繩への投資
が若干許可されておりますが、率直
に申しまして、その詳細な理由は実
は私も知らないのではありませんが、従来法
律関係におきましては、沖繩という地
域は、いわば特殊の地域でありますの
で、いわゆる外国扱いをいたしてお
るものであります。貿易関係におきま
しても、輸出入ともほとんど内地と同様
な扱いをいたしておりますので、こ
ういふ投資につきましても、やはりさ
ういふ特殊の地位にかんがみまし
て、特別の配慮をいたしたのではない
かというふうに思ふわけでありま

○松平委員 自信のない答弁はやめて
もらいたいと思ふのです。知らないな
ら知らない、はつきり答えてもら
いたい。これは海外保険をつけてお
るのです。海外保険をつけておるな
ら、日本の国内における投資と同じよ
うな工合に取り扱つておるなとい
うことは、私はどうかと思ふ。あそこ
は貨幣も違つておるし、行政上も違
つておる。貿易も外国貿易としてあ
なた方は見ておると私は思ふ。さうい
ふことは、私ははなはだ不可解に思
ふ。一体こいう投資を許可する役所
はどこなんですか。通産省その他政
府内でもこいう合議が何かをして許
するといふことになつておるかどう

か。どういふことになつておるか
どうか。

○松尾(泰)政府委員 この養殖真珠業
であります。通産省としては保険に
はつけていないようであります。それ
から投資の許可をするのはもちろん大
蔵省であります。その前に関係省担
当官をもちまして構成しました投資連
絡協議会といううな式のもので十分
に各省打ち合をして、最終的には大
蔵大臣の許可ということになつてお
ります。

○松平委員 これは大蔵省の担当官を
呼んで聞いてみたいと思ふのです。け
れども、日本で今一番困つておるの
は養殖真珠なんです。その養殖真珠を
沖繩に三つも日本が海外投資をする
ことは、さだの限りなんです。だか
ら、私がさつきから言うように、海外
投資にどういふ計画性を持つておる
かというところ——聞くところによ
ると、ほとんど計画というものはな
く、業者にまかしてある、こいうう
な印象は私には受けるのだけれども、
それは日本の外貨を使い、日本の貿易
を展覧せ、国際収支を改善するとい
う目的からいふと、あまりに無計画
過ぎる、こいううなふうに私は思
つておる。その点はいかにここで議
論をしておつてもしょうがないの
だが、この点については政務次官は
どう考えられますか。海外投資につ
いてはもう少し計画性を持たせなく
ちやいかぬと思ふのだ。

○長谷川政府委員 ただいまの御質
問、許可をしたのが昭和二十六年と
七七年ださうです。その時分でござ
いますので、私は今はちよつとわか
りませんが、今の考え方は相当部内
でも変つてきておると思ひます。従
つて、あなたの御指摘のうな点につ
いては十分

考えが變つてきているといふことを
申し上げられるわけでございます。従
つて、その当時の考え方、また国民
の要望もあり、また沖繩の住民のた
めにも、當時を思い起せば、当然日本
にも早く帰属できるのだ、またさせ
なければならぬといふいろいろな事情
があつたと思ふのです。しかし今の
考え方、申し上げた通り、ずいぶん
考え方が變つてきているといふこと
だけは申し上げられると思ひます。

○松平委員 海外投資を本格的にやる
といふのは、今後なお盛んにしなけ
ればならぬわけであつて、今までは
ほとんど試験時代といふことであ
ると思ふのです。従つて今後にお
いては政府の協議会が何かあるさ
うでありますけれども、私はもつと
大きな立場から機構を整備して、も
う少し計画性を持つていかなければ
ならぬ、こいううなふうに思ひま
す。そこでこの点には私は觸れま
せんが、この海外投資保険とい
うのは選択権はどういふふうにな
つておりますか。政府において選
択権を持つておる、こいううな
わけでありま

○松尾(泰)政府委員 ちよつと御指
摘の点がはつきりしないのでありま
すが、何も海外投資をするものが全
部保険に付けなければならぬとい
うものではないわけでありま

○松平委員 そうすると、この保険は
逆選択権になつておりますね。政府
は、保険に付けたいといふもの
に對しては大体つけるという原則
なんですか、それともつけな
い場合もあり得る、こいううな
ことなんですか。

○松尾(泰)政府委員 實際問題として
は、いわゆる株式投資をされた場合
におきましては、保険に付けたい
のではないかとわれわれは推定して
いるわけでありま

現在までも五十億
円程度の投資がございまして、その
うち實際保険に付けられておるもの
は十八、九億程度であります。その
他の投資につきましては保険がついて
いないわけでありま

これは調べてみま
す。中米米等が比較的多いのであり
まして、投資者が保険料を払うより
か、自分でリスクをかぶるというこ
とで、保険の申し込みがなかつた
と判断をしておるものであります
が、自己資金をもちまして投資を
される場合は、投資者の完全な自由
になると思ひますが、實際問題とし
て、何がしか輸出入銀行が資金上
の協力をするという場合が今後は多
かろうと思ひます。こいう場合にお
きましては、輸出入銀行とい

うな場合には、輸出入銀行の融資した
ものにつきましては大体投資保険の
対象になるではないか。先ほどお尋
ねでありました、やはり投資をした
初めから保険に付けていた、こ
ういふ逆選択は認めない、投資を
した最初から、保険に入るなら入
つていた、情勢

情勢

が危なくなつて保険につけたいというふうな申し込みに応じない、こういう建前にしております。

○松平委員 あなたの言うことは初めの点がちよつとわからなかったのだけれども、保険をつける、つけないというのは、つまり保険を申請する輸出業者なり投資業者の方の意向によつてきまるのか、あるいは政府はあるものについて必ずつける、こういう条件をつけているのか、または投資者が保険をつけたいという場合に、政府は保険をつけなくてもよろしい、こういうことがあり得るのか、こういうことを私は聞いています。

○松尾(泰)政府委員 輸出保険は建前が関係業者の自由意思に基くものでありますので、保険につけようといつてまいと自由であります。政府側の方からは、絶対に強制はするものでないわけでありまして、しかしながら私が先ほど申しましたのは、投資保険になりまして多かれ少かれ輸出銀行が関係をする場合が多いのではないかと、その場合におきましては、輸出入銀行としては政府の保険をつけるという一つの条件にするのは従来の慣例になつておりましたので、事実上保険をつけることを強制されるのではないかと、いう意味で申し上げたのであります。

○松平委員 私が言ったのは、投資者が保険をつけたいといつても、政府はそれに対して査定をしたり、あるいはお前は保険に入らなくてもいいという選択権を政府は持っているかどうかというのをさつきから聞いています。

○松尾(泰)政府委員 法律の建前からいいますと、保険の申し込みのありま

したものを受ける受けないの自由は、政府側にもあるわけでありまして、政府側から、政府の観点から見まして、不適当だと思ふものは申し込みを受ける必要もないのであります。実際問題として、先ほど申しましたように関係各省で構成しております投資の連絡協議会というところでも、その保険につける段階、すなわち最終的に事柄のきまる段階の前にいるの会議をして慎重に判断をして、これはい

わゆる為替許可を認めようじゃないかというふうな決定がなされるわけでありまして、従いまして保険に申し込みされる段階というのはいさゝかあとの段階に実はなつて参りますので、その事前に関係各省で十分に、この投資ならばまず為替管理法上の許可というものが先に先行いたしますので、そういうものにつきます。全部は、全部保険の申し込みを承諾するということに實際はなると思つております。

○松平委員 保険をつけない海外投資と保険をつけた海外投資は、どのくらいのパーセンテージになりますか。今あなたが言われたように四十九億といふのは、保険をつけた方の保険額ですね。そこで保険をつけない海外投資といふものも、かなりあるわけですか。

○松尾(泰)政府委員 ただいまのところで大体海外投資は五十億と見ておりますが、そのうち従来の海外投資保険につけられていたものは十八億、あとの三十二億は保険に入つておりません。

○松平委員 そうすると四十九億といふのは全部海外投資の総額ですか。そうじゃないようにこの統計では見える

のだけどもね。

○松尾(泰)政府委員 この五十億と申しますのは、広義の海外投資のうちで、いわゆる株式投資の形態になつてゐるものが五十億と推定されるわけでありまして、そのうち、今申しますように十八億程度のものが保険に入つてゐる。全体の投資を申し上げますと百二十三億程度になつております。

○松平委員 現在の投資額が百二十三億、そうするとこの四十九億といふのはどういう関係になりますか。

○松尾(泰)政府委員 昨年十二月末におきましては国の海外投資の全体が百二十三億五千万といふことになつております。そのうち、株式等の取得が九十一億、事業投資が五十九億、その他の投資が三十三億、このうち、先ほど申しました五十億程度であります。その他海外支店の設置等でも、いわゆる日本の貿易業者が海外にいろいろ支店の格好で法人を設立しております。それにも、もちろん株式を取得しております。それによつて九十一億から五十九億を引きました四十億程度の部分があるといふことになるわけでありまして、その次は貸付金債権であります。これが三十一億、それから不動産取得が五千万、それからそれとかなり役務契約といふものがあるわけでありまして、これはちよつと金額的に算定が困難でありますので金額をはじいておりませんが、今申しました株式等の取得、貸付金債権、不動産取得、それを合計いたしますと百二十三億五千万にならうかと

思います。

○松平委員 この輸出保険のほかに輸出保険ですね、ほかの六種類のものについて、現在までの契約高、それから保険の料金の合計は幾らでありまして、保険金は幾ら払つたかといふような統計はできておりますか。ありましたら、その大体の数字を一つお示し願ひたい。

○松尾(泰)政府委員 輸出保険の契約高でございますが、昭和二十五年にこの輸出保険制度が創設されました。以来若干の増減はございますが、二、三年は非常に順調に推移をして参つておるのであります。ちよつと長くなるかもしれませんが、二十五年の保険契約額は二百四十億、昭和二十六年は百三十八億、二十七年は二百六億にまで減つております。二十八年には三百六十六億、二十九年には七百五十五億、三十年は九百四十六億、三十一年度は若干数字が狂うかもしれませんが、大体千億程度といふふうに契約額は推移して参つております。なお昨年十二月末の輸出保険の責任残高は千億程度になつております。それから保険料の収入、それから保険金の支払い等の関係を申し上げます。昭和二十五年の輸出保険制度が創設されましたから昨年の十二月末まで、政府の受け入れました収入、すなわち保険料と返納金でございますが、その合計が十五億五千万になつております。他方政府の支出しました保険金が八億四千万になつております。従いまして七億一千万の収入超過になつておりますが、保険料収入のうち未経過保険料が六億、それから支払い予定の金額が七千万程度

ありますので、差し引きまして四千万が正味の収入超過ということになります。収支はほぼとんとんということで、比較的理想的な形態で運営されておる、こういうふうに見ております。

○松平委員 今申された中には投資保険は入っていないわけですね。六種類のものだけではありませんか。それと一つ、最近漸次上つてきておりますけれども、昭和二十七年あたりには、二十六億に減つてしまつたことがあつたのですが、こういう場合は何か特別の原因があつたわけですか。

○松尾(泰)政府委員 先ほど申しました収支の中は、昨年四月から実施いたしました海外投資保険の保険料も一部入っております。保険金の支払いはまだ起きてはおりませんが、投資保険関係の保険料として千四百万円程度は先ほど申しました保険料収入の中に入れて申し上げたのであります。それから昭和二十六年、七年におきましては非常に減つておりますが、この理由は保険制度を最初創設いたしましたときには非常に宣伝に努めましたので、契約に多く入つていただいたのであります。ところが、ちよつと御存じの朝鮮事変が勃発をいたしましたので、それに中共が参加するといふようなことで、もちろん占領時代でございますが二十五年の暮れに中共向けの輸出禁輸を実施いたしましたので、急に保険契約高は減つた、こういうことであります。大きく減つた原因はもっぱら中共の禁輸に伴うものであります。

○加藤(清)委員 ちよつと関連で質問させて下さい。ただいまの御説明の聞き違ひかもしれませんが、海外投資

が三十年から三十一年にかけて百二十三億五千万ある、ところが保険契約高をお尋ねされたところ、三十一年は一千百億になるというお答えでございまして、三十一年度の一千百億という保険契約高は、海外投資以外のものも含まれておりますか、それとも海外投資だけの保険契約高でございいますか。

○松尾(泰)政府委員 先ほど申しました契約高の推移は全部の保険の契約額の合計で、三十一年において千億圓と申しましたのは、その中には海外投資保険の金額はもちろん含んでおります。

○加藤(清)委員 大体それでわかりますが、今二十五年から三十一年におたつて述べられました保険契約高は、海外投資のみならず輸出品その他一切がございに関する保険の契約高でございいますか。

○松尾(泰)政府委員 さようでございます。

○加藤(清)委員 それならば合います、それでない海外投資が百二十三億について保険契約高が千億あったとなると契約高が約十倍という勘定になりますので、それで七割五分の補助をもらったとしてもいいことになる、こういうことなんですか。

○松平委員 保険に付していないところの技術提携の現況というふうなものはわかりませんか、技術提携について、保険にかけておるものもあるように思いますが、そういうものも事実でございますか、あるいは保険にかけてない技術提携というか、技術援助というか、そういうようなものの実情がわかりになりますか。

○松尾(泰)政府委員 技術関係につきましては、御存じのように現在代金保険というものをいたしておりますが、代金保険の主力はいわゆる延べ払いによりまして、プラント類等を輸出した場合に万一の事故が起った場合の保険金でございますが、そのプラント類の輸出に伴いまして当然技術もあわせていく場合が多いわけでありまして、従いまして、技術関係につきましても、プラント類と同様に代金保険で現在カバーをいたしております。

○松平委員 次に伺いたい点は、主として東南アジア地域における海外投資を中心としてお伺いしたいのでありますが、大体この制度ができてから、海外投資というものはやはり伸びておるかどうか、その実績のようなのは、去年とその前あたりの実績はどういうふうに変化しているか、一応その点をお聞かせ願いたいと思ひます。

○松尾(泰)政府委員 最近の海外投資の実績を年度別に見てみますと、昭和二十六年以来非常にふえて参つておるのであります。たとえば昭和二十六年におきましては、千四百万円でありましたのが、二十七年におきましては一億四千万円になり、二十八年は六億三千二百万円、二十九年は十四億八千七百万円、三十年は少し減りましたが、九億二千九百万円、それから三十一年度はまだ数字は少し不確かなのでございますが、十八億三千万円程度になっておるわけでございます。従いまして、年度を追ひましてふえて参つておるのでありますが、もちろん先ほど申しますように、海外輸出保険が三十一年の四月から実施されました

結果、どの程度ふえたということは直接なかなか数字が算定しにくいものではあります、ともかく三十年度と三十一年度を比べてみますと、海外投資の実績はちょうど倍にふえておるわけでありまして。

○松平委員 まだだいたい質問が残っておりますが、あとに譲ることにして、この前委員会でお聞きしたのですが、去年の四月、マレー、英領ボルネオの代表が、日本の技術援助でボルネオの鉱物資源を開発したいという提案をしてのことについて、その後日本はどういう措置をとったかということとこの委員会では聞いたことがあつたわけでありまして、いまだにその回答がないのです。これについてはどういふことをしておられるか。

○松尾(泰)政府委員 ただいま資料を持ち合せておりませんので、調べまして、次会に御報告いたします。

○松平委員 それでは一応質問を打ち切ります。

○加藤(清)委員 議事進行。まだこの輸出保険法の法案につきましては質疑がだいぶ残つておりますが、午後の予定もあるようでございしますので、本日はこれで質疑打ち切りということになります。が、ぜひ心得ておいていただきたいことは、この次の委員会の当初に残余の質問を行うように取り計らつていただきたい。その折に、金曜日に上げるといふことでございしますが、上げる前に、何か政府側の出席が悪くてごちゃごちゃがありますと、どうしても質問の時間が削減されて、また次に延びるということになりますので、政府側も一つ大臣その他関係官をよくそろえて、十時からびしゃつと

開かれるようにお取り計らいをお願いいたします。

○小平(久)委員長代理 本日はこの程度にとどめます。

次会は来る五日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十四分散会

〔参照〕

離島振興法の一部を改正する法律案(綱島正興君外八名提出)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十三年四月六日印刷

昭和三十三年四月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局